

第9節 へき地医療対策

第1 現状と課題

【現状】

- 青森県のへき地の状況は、10 無医地区※1、20 準無医地区※2
- へき地への医療提供体制は、15 へき地診療所、6 へき地医療拠点病院、青森県地域医療支援センターで対応
- へき地においては、へき地医療拠点病院による巡回診療、医師派遣及び代診医派遣
- 一部自治体では、患者輸送等により医療が受けられる機会を確保

【課題】

- 今後は、限られた医療資源で、より効果的に地域の医療ニーズに応えられるよう、これまでの取組を可能な限り継続していくとともに、ICTを活用した遠隔医療の実施など、関係機関が連携し、地域の実情に合った持続可能な医療体制を構築

1 医療を確保する体制

(1) へき地

へき地は、無医地区※1、準無医地区※2、その他へき地診療所が設置されているなど、へき地保健医療対策を実施することが必要とされている地域です。近隣に医療機関がない無医地区等の地域では、必要な医療が確保されるよう、巡回診療や患者輸送等が行われています。令和4年度の本県において、10 無医地区、20 準無医地区を合わせた無医地区等は30 地区となっています。

人口減少により無医地区は減少しているものの、無医地区等の解消には至っていないことを考慮すると、引き続きへき地保健医療対策を実施することが重要です。

※1 無医地区とは、医療機関のない地域で、当該地域の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区

※2 準無医地区とは、無医地区には該当しないが、無医地区に準じた医療の確保が必要な地区と各都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めた地区

(2) へき地診療所

へき地診療所は、医療機関がない場合に下記の設置基準※3により設置される診療所で、へき地の医療を支える役割を担っています。令和5年度の本県におけるへき地診療所数は15か所となっています。

へき地診療所は、今後もへき地医療拠点病院等と連携しながら、へき地住民の医療を確保していく必要があります。

※3 へき地診療所設置基準とは、へき地診療所を設置しようとする場所を中心としておおむね半径4kmの区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、診療所の設置場所から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して(通

常の交通機関を利用できない場合は徒歩で)30分以上要するものであること。

(3) へき地医療拠点病院

へき地医療拠点病院は、無医地区等において巡回診療、へき地診療所等への医師派遣や代診医派遣を行う県が指定する医療機関です。令和5年度の本県におけるへき地医療拠点病院は6か所となっています。

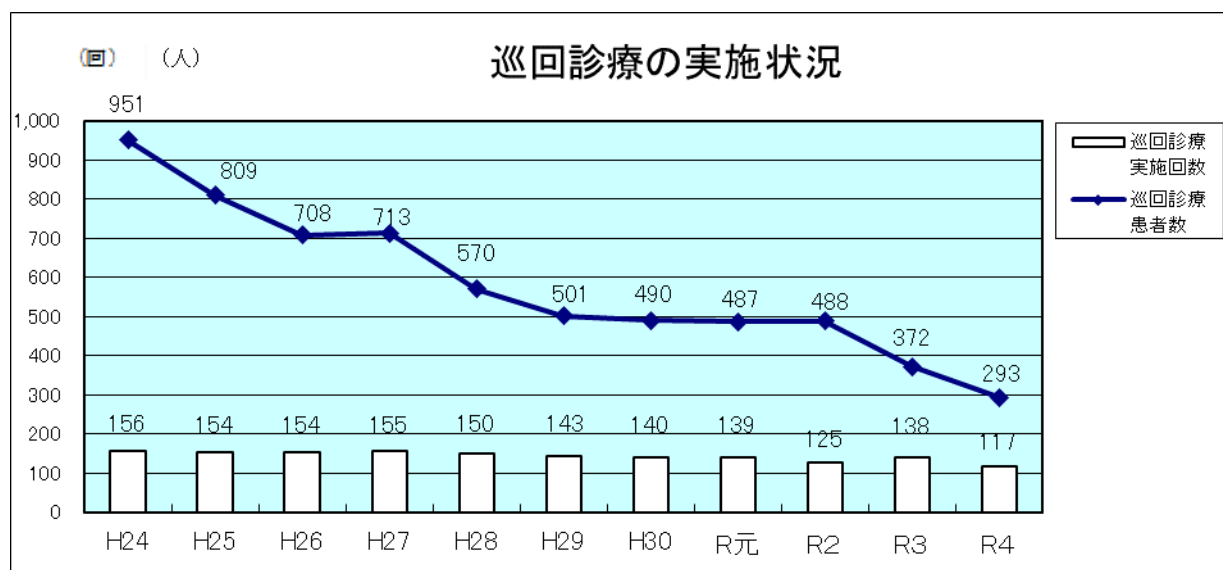
(4) 青森県地域医療支援センター

へき地医療対策の各事業を円滑かつ効率的に実施するため、青森県地域医療支援センターを設置し、へき地医療対策の各種事業の実施に係る助言・調整を実施しています。また、へき地医療拠点病院やへき地診療所に対し、運営費や設備整備費の支援を行っています。

2 診療を支援する体制

(1) 巡回診療の実施状況

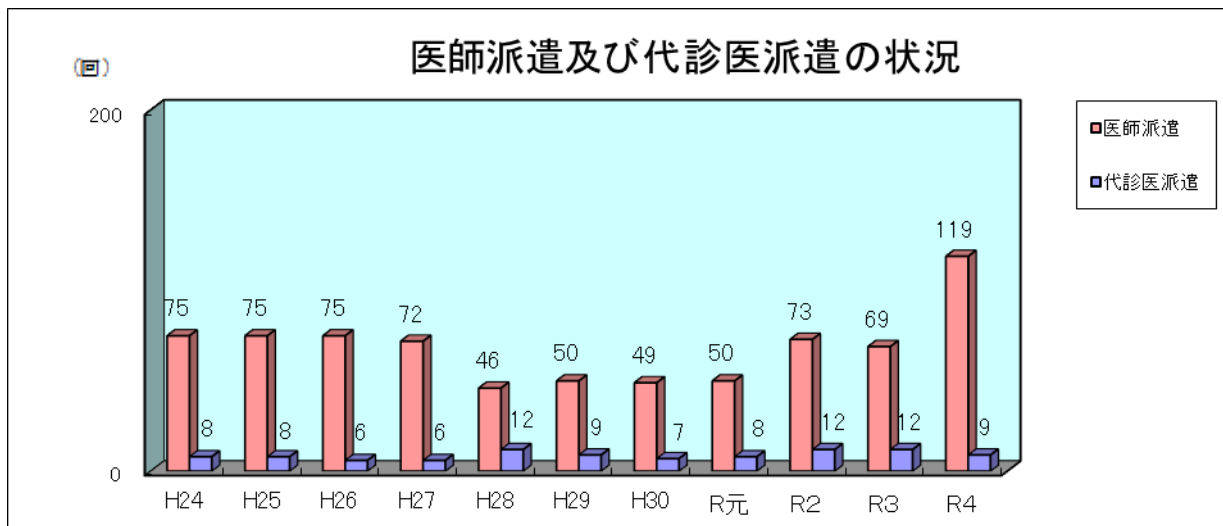
医療機関がなく、容易に他の地区の医療機関を利用できない状況にある無医地区等に対しては、へき地医療拠点病院が定期的に巡回診療を実施しています。巡回診療の受診患者数は減少傾向にあります。



資料：青森県医療薬務課調べ

(2) 医師派遣及び代診医派遣の状況

へき地医療拠点病院は、へき地診療所等への医師派遣と、へき地診療所の医師が研修や休暇等により診療できない際に、代診医派遣を行っています。医師派遣は、令和元年度に青森県立中央病院がへき地医療拠点病院に指定されたことから増加しました。



資料：青森県医療薬務課調べ

(3) 患者輸送の実施状況

巡回診療を実施していない無医地区等においては、市町村によるへき地診療所等の最寄り医療機関への患者輸送事業が実施されています。

(4) 県の取組

県では、へき地の医療を確保するため、自治医科大学卒医師の養成・配置に加えて、平成17年度からは、将来の県内勤務を誘導するための弘前大学医学部医学科生を対象とした医師修学資金制度を実施しています。また、本県での勤務を考えている県外医師が、本県での勤務につながるような取組等を行ってきました。その一方で、限られた医療資源で、へき地医療を効率的かつ安定的に提供できる体制を確保していくことが求められています。

青森県地域医療対策協議会では、青森県保健医療計画（へき地医療対策）を作成するとともに、計画に基づく事業実績評価等を行うことにより、へき地医療の維持・充実に努めています。

第2 施策の方向

【目的】

○へき地に暮らす住民に対する医療サービスが継続して実施される体制を構築

【施策の方向性】

○医療を確保する体制を構築するため、青森県地域医療支援センターではへき地医療を担う医師の動機付け支援とキャリアパス構築について取り組み、へき地医療に従事する医療従事者を確保

○診療を支援する体制を構築するため、へき地診療所、へき地医療拠点病院、青森県地域医療支援センターによる医療提供体制の確保や、当該施設及び関係機関間の連携の強化

1 施策の方向性

(1) 医療を確保する体制

① へき地医療を支える総合診療を実施する医療従事者の確保

② へき地医療に従事する医療従事者の継続的な確保

(施策)

- ・自治医科大学の運営に係る経費等を負担するほか、へき地医療を担う医療機関への自治医科大学卒医師の配置を行います。(県)
- ・実効的な医師確保対策を講じるため、へき地を含めた県内の医師の確保に向けた取組を進めます。(県、関係機関)
- ・全国の臨床研修医の「地域医療研修」について、本県のへき地医療拠点病院での研修を働きかけます。(県、へき地医療拠点病院)
- ・新たな専門医の仕組みの中で総合診療専門医の育成を関係機関と連携しながら進めます。(県、関係機関)
- ・職業紹介機能を有する「青森県地域医療支援センター」への医師の登録に取り組むとともに、登録医師がへき地医療拠点病院等への勤務につながるよう取り組みます。(県、へき地医療拠点病院)
- ・弘前大学等との調整を図りながら、弘前大学医師修学資金の特別枠貸与医師に係る勤務プログラムを作成し、へき地医療への従事につなげます。(県、弘前大学、市町村)
- ・弘前大学に開設した寄附講座「総合地域医療推進学講座」の活用により、へき地医療拠点病院に医師を派遣するなど、医療提供体制の充実を図ります。(県、弘前大学、へき地医療拠点病院)

③ へき地医療に従事する医療従事者が安心して勤務・生活できるキャリア形成支援

(施策)

- ・関係機関と連携して、地域医療の現場で勤務する自治医科大学卒医師、弘前大学医師修学資金の特別枠貸与医師、総合診療専門医を目指す医師等について、キャリア形成支援に取り組みます。(県、関係機関)
- ・弘前大学医師修学資金の特別枠貸与者について、卒前から臨床研修、専門研修といった継続的な視点で本人と面談するとともに、弘前大学等と調整しながら、へき地等における勤務が円滑に進むよう、本人の意向を十分尊重した勤務プログラムを作成し支援に取り組みます。(県、弘前大学)
- ・研修や休暇等に伴う代診の支援(派遣)体制の確立に努めるなど、医療従事者の勤務環境改善に取り組みます。(へき地医療拠点病院、へき地診療所、市町村)

④ 医療従事者の養成過程等における、へき地の医療への動機付け

(施策)

- ・クリニカル・クラークシップの自治体医療機関の理解が進むよう、取り組みます。(弘前大学、市町村)
- ・地域枠を活用し、地域にとって必要な医療を提供することができる医師の養成に係る教育プログラムの開発・実施を行う教育拠点を構築します。(弘前大学)
- ・全国の医学生に、へき地における卒前教育の場に本県が選ばれるようPRや受け入れ等に尽力するとともに、地域医療実習を行った医学生に対し、青森県の医療情報等を提供します。(県、へき地医療拠点病院、へき地診療所、市町村)
- ・医師を目指す高校生の医療チュートリアル体験事業等を通して、高校生がへき地医療等のやりがいを感じられるよう取り組みます。(県、関係医療機関)

(2) 診療を支援する体制

① 青森県地域医療支援センターの役割の強化と機能の充実

(施策)

- ・自治医科大学卒医師及び弘前大学医師修学資金の特別枠貸与医師等を青森県地域医療支援センターに登録し、へき地医療拠点病院及びへき地診療所等の勤務につなげるよう取り組みます。(県、へき地医療拠点病院、へき地診療所)

② へき地保健医療対策に関する協議会における協議

(施策)

- ・へき地医療対策の年度計画案の作成及び事業実績の評価を行います。(県、関係機関)

③ へき地医療拠点病院からの代診医派遣等の機能強化

(施策)

- ・へき地における医療提供体制を確保するため、主要3事業(巡回診療、医師派遣、代診医派遣)を実施します。(へき地医療拠点病院、へき地診療所、市町村)
- ・へき地医療拠点病院及びへき地診療所の運営、設備整備等に対する補助を実施します。(県)
- ・へき地医療拠点病院やへき地診療所との連携・協力体制を強化しへき地医療の確保に努めます。(弘前大学、へき地医療拠点病院、へき地診療所)
- ・弘前大学に開設した寄附講座「総合地域医療推進学講座」の活用により、へき地医療拠点病院に医師を派遣する等、医療提供体制の充実を図ります。(県、弘前大学、へき地医療拠点病院)(再掲)
- ・青森県に適したICTを活用した遠隔医療導入について検討し、へき地を含む地域医療への活用に取り組みます。(県、へき地医療拠点病院、市町村)

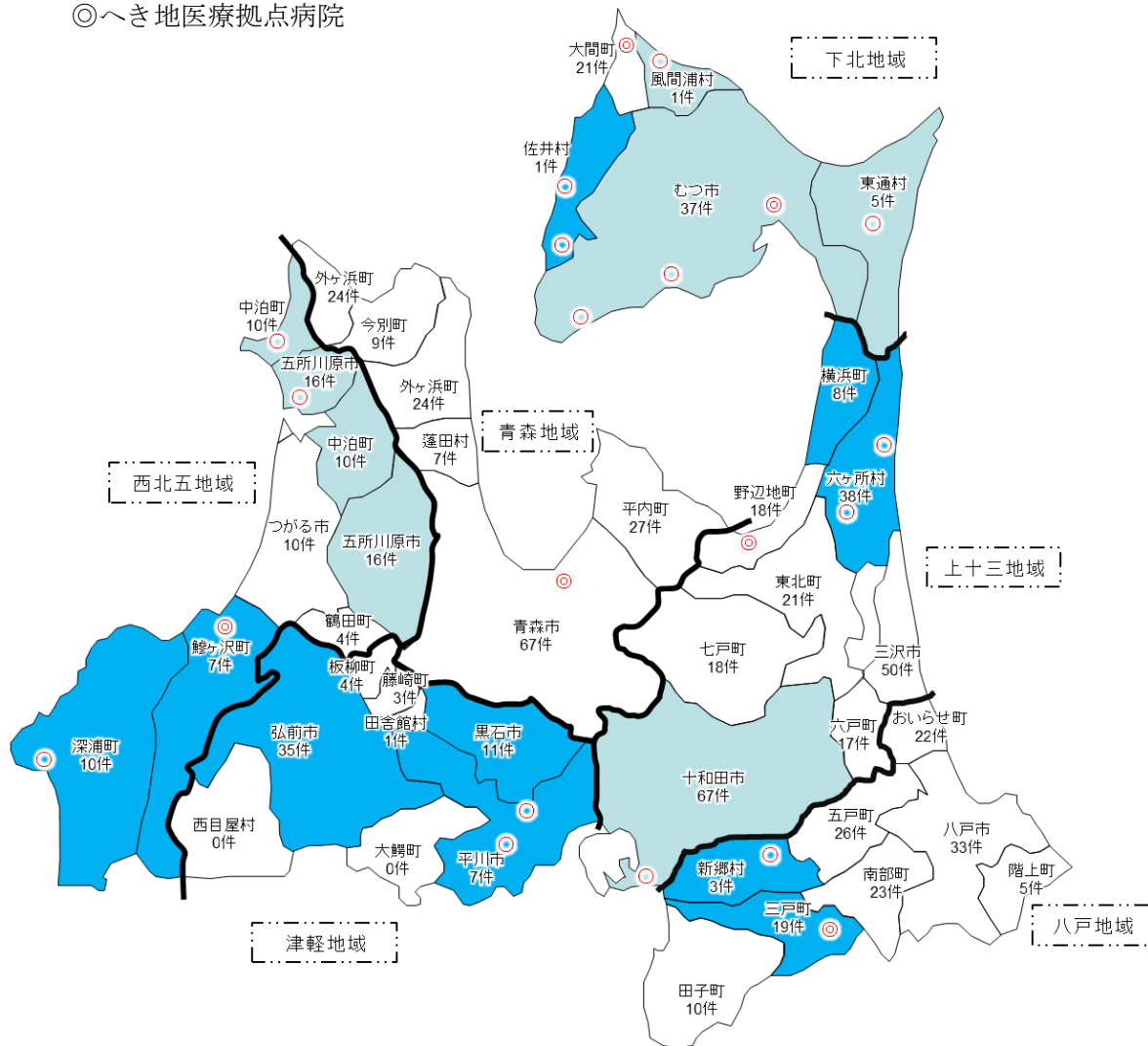
④ 情報通信技術(ICT)、ドクターヘリ等の活用

(施策)

- ・青森県に適したICTを活用した遠隔医療導入について検討し、へき地を含む地域医療への活用に取り組みます。(県、へき地医療拠点病院、市町村)(再掲)
- ・へき地医療拠点病院等は、救急患者等について、高次医療機関への搬送が必要と判断した際に、速やかに救急車やドクターヘリ、防災ヘリ等により患者の搬送ができるよう、消防機関等との日常的な連携強化を図り、救急搬送体制の確立を図ります。(へき地医療拠点病院、へき地診療所、消防機関)

図1 無医地区等を有する市町村へのドクターヘリ出動件数（令和4年度）

- 無医地区・準無医地区を有する市町村 139 件
- へき地診療所を有する市町村 136 件（無医地区・準無医地区を有する市町村を除く）
- へき地診療所
- ◎へき地医療拠点病院



アウトプット（施策）（A）

番号	項目	現状値	目標値
医療を確保する体制			
1	へき地診療所の医師数（常勤及び非常勤常勤換算）	11.23 人	現状維持
2	へき地医療拠点病院に勤務する医師のうち、へき地医療を行っている医師数（常勤及び非常勤常勤換算）	23.88 人	現状維持

番号	項目	現状値	目標値
診療を支援する体制			
3	へき地医療拠点病院からの巡回診療の実施回数	117 回/年	現状維持
4	へき地医療拠点病院からの医師派遣回数	119 回/年	現状維持
5	主要3事業（巡回診療、医師派遣、代診医派遣）の年間実績が合算で12回以上のへき地医療拠点病院の割合	71.4 %	100 %
6	ICTによる診療支援を実施したへき地医療拠点病院の割合	16.67 %	100 %
7	へき地患者輸送事業の実施無医地区等数	18 か所	現状維持

初期アウトカム（B）

番号	項目	現状値	目標値
医療を確保する体制			
1	へき地診療所の医師数（常勤及び非常勤常勤換算）	11.23 人	現状維持
2	へき地医療拠点病院に勤務する医師のうち、へき地医療を行っている医師数（常勤及び非常勤常勤換算）	23.88 人	現状維持

分野アウトカム（C）

番号	項目	現状値	目標値
へき地医療提供体制の確保			
1	医療を受けられる機会が確保されている無医地区等の割合（医療薬務課調べ）	100 %	100 %

3 数値目標

	番号	項目	現状値	目標値	備考
A	1	へき地診療所の医師数（常勤及び非常勤常勤換算）	11.23人 (R4年度)	現状維持 (R10年度)	現況調査から
	2	へき地医療拠点病院に勤務する医師のうち、へき地医療を行っている医師数（常勤及び非常勤常勤換算）	23.88人 (R4年度)	現状維持 (R10年度)	現況調査から
	3	へき地医療拠点病院からの巡回診療の実施回数（現況調査）	117回 (R4年度)	現状維持 (R10年度)	青森県医療薬務課調べの数値
	4	へき地医療拠点病院からの医師派遣回数（現況調査）	119回 (R4年度)	現状維持 (R10年度)	青森県医療薬務課調べの数値
	5	主要3事業（巡回診療、医師派遣、代診医派遣）の年間実績が合算で12回以上のへき地医療拠点病院の割合（現況調査）	71.4% (R4年度)	100% (R10年度)	青森県医療薬務課調べの数値
	6	ICTによる診療支援を実施したへき地医療拠点病院の割合（現況調査）	16.67% (R4年度)	100% (R10年度)	青森県医療薬務課調べの数値
	7	へき地患者輸送事業の実施無医地区等数（現況調査）	18地区 (R3年度)	現状維持 (R9年度)	青森県医療薬務課調べの数値
B	1	へき地診療所の医師数（常勤及び非常勤常勤換算）	11.23人 (R4年度)	現状維持 (R10年度)	現況調査から
	2	へき地医療拠点病院に勤務する医師のうち、へき地医療を行っている医師数（常勤及び非常勤常勤換算）	23.88人 (R4年度)	現状維持 (R10年度)	現況調査から
C	1	医療を受けられる機会が確保されている無医地区等の割合（医療薬務課調べ）	100% (R5年度)	100% (R11年度)	巡回診療、患者輸送等の医療へのアクセスが図られている無医地区等30地区

4 医療連携体制の圏域

現状主に二次保健医療圏内で事業が実施されていることから、現状を維持します。

圏域（6）	無医地区等の数（30）	へき地医療拠点病院（6）	へき地診療所（15）
津軽地域	藍内地区 沢田地区 厚目内地区 沖揚平地区 大木平地区		葛川診療所 碓ヶ関診療所
八戸地域	蛇沼大平地区 横沢地区 大平・野沢平地区 大舌地区 川代地区 西越地区	三戸中央病院	新郷診療所
青森地域		青森県立中央病院	
西北五地域	第二松代地区 深谷地区 長平地区 一ツ森地区 細ヶ平地区 長慶平地区 松原地区	鱒ヶ沢病院	市浦医科・歯科診療所 小泊診療所 深浦診療所
上十三地域	明神平地区 中志・内沼地区 新城平地区	野辺地病院	十和田湖診療所 六ヶ所村地域家庭医 療センター 千歳平診療所
下北地域	磯谷地区 長後地区 牛滝地区 大佐井地区 川目地区 古佐井地区 原田地区 福浦地区 矢越地区	むつ総合病院 大間病院	川内診療所 脇野沢診療所 風間浦診療所 牛滝診療所 福浦診療所 東通村診療所

第3 目指すべき医療機能の姿

機能	保健指導	へき地診療
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○無医地区等において、保健指導を提供すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○無医地区等において、地域住民の医療を確保すること ○24時間365日対応できる体制を整備すること ○専門的な医療や高度な医療へ搬送する体制を整備すること
担い手	<ul style="list-style-type: none"> ○無医地区等を有する市町村 	<ul style="list-style-type: none"> ○へき地診療所 <ul style="list-style-type: none"> 【津軽地域保健医療圏】 葛川診療所、碓ヶ関診療所 【八戸地域保健医療圏】 新郷診療所 【西北五地域保健医療圏】 市浦内科・歯科診療所、小泊診療所、深浦診療所 【上十三地域保健医療圏】 十和田湖診療所、六ヶ所村地域家庭医療センター、千歳平診療所 【下北地域保健医療圏】 川内診療所、脇野沢診療所、風間浦診療所、牛滝診療所、福浦診療所、東通村診療所 ○過疎地域等特定診療所 <ul style="list-style-type: none"> 小泊診療所（歯科）、風間浦診療所（歯科）
関係機関に求められる事項	<ul style="list-style-type: none"> ○保健師等が実施し、必要な体制が確保できていること ○地区の保健衛生状態を十分把握し、計画的に地区の実情に即した活動を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○プライマリケアの診療可能な医師等がいること又は巡回診療を実施していること ○必要な診療部門、医療機器等があること ○緊急の内科的・外科的処置が可能なへき地医療拠点病院等と連携していること ○へき地医療拠点病院等における職員研修等に計画的に参加していること

へき地診療の支援医療	行政機関等の支援
<ul style="list-style-type: none"> ○診療支援機能の向上を図ること 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療計画の策定 ○医療計画に基づく施策の実施 ○へき地保健医療政策の中心的機関として、へき地において継続的に医療サービスを提供できるよう、関係機関の調整等を行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ○へき地医療拠点病院 青森県立中央病院、三戸中央病院、鱒ヶ沢病院、公立野辺地病院、むつ総合病院、大間病院 ○特定機能病院 弘前大学医学部附属病院 ○地域医療支援病院 青森県立中央病院、青森市民病院、国立病院機構弘前総合医療センター、八戸市立市民病院、八戸赤十字病院、青森労災病院、十和田市立中央病院 ○臨床研修病院 青森県立中央病院、青森市民病院、弘前大学医学部附属病院、国立病院機構弘前総合医療センター、黒石病院、健生病院、つがる総合病院、八戸市立市民病院、八戸赤十字病院、青森労災病院、十和田市立中央病院、三沢市立三沢病院、むつ総合病院 ○救命救急センターを有する病院 弘前大学医学部附属病院、青森県立中央病院、八戸市立市民病院 	<ul style="list-style-type: none"> ○青森県 ○青森県地域医療支援センター
<ul style="list-style-type: none"> ○巡回診療等によりへき地住民の医療を確保すること ○へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣を含む。）及び技術指導、援助を行うこと ○へき地の医療従事者に対する研修の実施及び研究施設を提供すること ○遠隔診療等の実施により各種診療支援を行うこと ○その他道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対して協力すること ○24時間365日、医療にアクセスできる体制を整備するため、地域の診療所を含めた当番制の診療体制を構築すること ○高度の診療機能を有し、へき地医療拠点病院の診療活動等を援助すること ○へき地医療拠点病院は、巡回診療、医師派遣、代診医派遣を、いずれか月1回以上あるいは年12回以上実施することが望ましいこと ○県は、一定期間継続して上記3事業の実施回数がいずれも月1回未満あるいは年12回未満であるへき地医療拠点病院については、その取組が向上されるよう、そのあり方等について検討すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○へき地医療に従事する医師のキャリア形成支援を行うこと ○へき地における地域医療分析を行うこと ○へき地医療対策実施に係る助言・調整を行うこと ○へき地等に従事する医師の紹介及び調整を行うこと ○へき地医療に従事する医師確保・育成に係る地域医療関係者と連携していること ○医療機関が必要時に遠隔医療を活用したへき地医療を行えるよう必要な支援を行うこと